



服部社会保険労務士事務所/労働保険事務組合服部労務管理センター/服部行政書士事務所

服部事務所だより

〒683-0003 米子市皆生5-5-5 TEL0859-33-8594 FAX0859-33-8775

e-mail: hattori@sea.chukai.ne.jp http://www.chukai.ne.jp/~hattori/

SRP 認証は、社会保険労務士事務所の「信用・信頼」の証です。

平成25年2月号

65 歳雇用時代に企業はどう対応するか

◆経団連による調査結果

改正高年齢者雇用安定法の施行が今年4月1日に迫っています。

ここでは、日本経済団体連合会(経団連)が発表(昨年10月)した「2012年 人事・労務に関するトップ・マネジメント調査」の結果をご紹介します。経団連ですから大企業中心ですが、一つの傾向は表しています。

◆法改正で必要となる対応は？

上記アンケートにおける「高年齢者雇用安定法の改正に伴い必要となる対応」(複数回答)との質問に対する回答結果(上位10位)は、次の通りとなっています。

- (1) 高齢従業員の貢献度を定期的に評価し処遇へ反映する
- (2) スキルを活用できる業務に限りがあるため提供可能な社内業務に従事させる
- (3) 半日勤務や週2~3日勤務による高齢従業員のワークシェアを実施する
- (4) 高齢従業員の処遇(賃金など)を引き下げる
- (5) 若手とペアを組んで仕事をさせ後進の育成・技能伝承の機会を設ける
- (6) 60歳到達前・到達時に社外への再就職を支援する
- (7) 60歳到達前・到達時のグループ企業への出向・転籍機会を増やす
- (8) 新規採用数を抑制する
- (9) 60歳到達前の従業員の処遇を引き下げる
- (10) 従来アウトソーシングしていた業務を内製化したうえで従事させる

◆賃金をどのように設定するか

上記(9)に関連した具体的な動きとして、NTTグループでは、現役世代(40~50代)を中心に賃金額を抑制して、60歳以降の賃金原資を確保するという方針を示していますが、20歳代の従業員を中心に反対意見が多い一方、60歳代では賛成意見が多数です。



神山大山御来光

アベノミクス 緊急経済対策

平成25年度税制大綱より

◆生産等設備投資促進税制

国内の生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超え、かつ、前年度比で10%超増加した事業年度で新たに取得した機械・装置について30%の特別償却または3%の税額控除を認める「生産等設備投資促進税制」

◆研究開発減税

研究開発税制の拡充では、税額控除限度額を法人税額の20%から30%へ引き上げ、特別試験研究費の範囲を拡大

◆設備投資減税

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等が経営改善のために店舗改修等の設備投資を行った場合に30%の特別償却または7%の税額控除ができる措置を創設。

器具・備品:1台又は1基30万円以上

建物附属設備:一の取得額60万円以上

◆雇用促進税制

基準年度と比較して5%以上給与等の支給額を増加させた場合に増加額の10%を税額控除できる「所得拡大促進税制」を創設(法人税額の10%(中小は20%))。

「促進雇用税制」の控除額を20万円から40万円に引き上げ、所得拡大促進税制との選択適用とする。

◆環境関連投資促進税制

環境関連投資促進税制については、即時償却制度等の2年延長と対象設備の見直し、交際費課税の特例では、中小法人の定額控除限度額を600万円から800万円に引き上げ、800万円以下を全額損金算入可能に。

人員を増やせるなど経営好転が見込める企業にはうれしい施策ですが、厳しい経営状況が続く中小零細企業にとっては、使い勝手がいいとはいえない支援措置です。

早くも

開催日程決定! さらにパワーアップ!!

服部事務所 知っ得情報説明会

●とき 6月12日(水) 午後1時30分～

●ところ 米子コンベンションセンター

今年も皆様のお役に立つ情報満載です。ぜひお越しください!